

令和元年度第2回三重県社会福祉審議会 議事概要

日時：令和2年2月4日（火）13:30～15:30

場所：三重県庁講堂棟第131・132会議室

【出席委員（敬称略、五十音順） 12名】

乾光哉、井村正勝、岡本栄、木下美佐子、佐藤ゆかり、中瀬古初美
長友薫輝、西川明正、西宮勝子、藤井滋子、南出光章、宮崎つた子

【審議事項】

（1）三重県社会福祉審議会要綱の一部改正について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

質疑なし

【報告事項】

（2）「三重県地域福祉支援計画」について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○南出委員

相談支援包括化推進員は誰でもなれるものなのか、何らかの資格を持っている人が研修を受けてなるものなのか。

○事務局（地域福祉課藤岡課長）

資料27ページの図で示した通り、包括化推進員には相談機関が連携を取るための調整役となっていていただくので、地域包括支援センターや障害福祉サービス事業所、生活困窮者自立相談支援機関、市町の福祉担当課、社会福祉協議会などの相談機関で、普段から相談を受けている人に研修を受けていただいた上で、包括化推進員になっていただきたいと考えている。

○事務局（子ども・福祉部森副部長）

特に資格は必要ではない。

○井村委員長

相談体制はワンストップで、たらいまわしにならないような工夫はされるのか。

○事務局（地域福祉課藤岡課長）

包括化支援体制については、相談機関で受けた相談を必要ところに繋いで連携をする、これまでは点で受けていた相談を面で受けられるような体制となる。国では「断らない相談」というキャッチフレーズとなっている。

○事務局（子ども・福祉部森副部長）

包括化推進員は、いろいろな制度を知った上で各機関を連携させるというコーディネーターの役割を果たすものであり、そのような人がいることによって適切なおところに繋げることができる。例えば資料 27 ページの図の「生活困窮者自立相談支援機関」が、いろいろな相談を受けて必要なおところに繋ぐ役割をしているので、そういうところに包括化推進員を置くことで、より適切な機関に繋ぐことができるようにしたいと考えている。

○西宮委員

今ある相談機関の中でも既に相談支援をしている人がいるが、包括化推進員でなければならない理由はあるのか。現在の体制の中ではできないのか。

○事務局（子ども・福祉部大橋部長）

市町によっては、既に包括的にワンストップで相談体制ができているところもあると認識しているが、全市町ではできていない。また、相談する人もどこに相談すればよいか分からずに、抱える課題の相談機関に相談した結果、その機関だけでは対応できなかったということにならないために、包括化推進員をできるだけ複数各市町に配置し、断らないワンストップの相談体制を各市町でできるようにしていこうというのが今回の主旨である。

○西宮委員

包括化推進員という専門の人がいないと、縦割りになってしまうということか。

○事務局（子ども・福祉部大橋部長）

残念ながら縦割りになってしまう可能性がある。例えばひきこもりにも人によって違う複数の課題があるので、面で相談を受ける断らない体制が必要だと思っている。

○西宮委員

包括化推進員は新たに養成するというわけではなく、今の体制の中で相談業務を担っている人から養成するという事でよいか。

○事務局（子ども・福祉部大橋部長）

そのとおり。福祉相談業務をやったことのない人が、いきなり研修を受けて推進員ができるという話ではないと思うので、まずは、各種センターや社会福祉協議会などで中心となっているメンバーが推進員になることを考えている。

○宮崎委員

各市町に包括化推進員を配置するという事だが、県として各市町に対して、ここに必ず配置しなければならないということはあるか。

○事務局（地域福祉課藤岡課長）

具体的にどこに配置してほしいということはない。実際に相談機関で相談を受けている相談員やソーシャルワーカーから研修を受けていただきたい。

○宮崎委員

悩んでいる人が、どこに相談したらよいか分からないということがないようにしていただきたい。

資料 27 ページの図に「住民に身近な圏域での互助・共助」とあるが、例えば、民生委員は具体的にどういう立場なのか。また、子育て支援部分が「保育所等」で終わっていたり、障がい者支援もいろいろなので、1つ1つの内容が具体的になく、伝わりにくいと感じた。

○事務局（地域福祉課藤岡課長）

「住民に身近な圏域での互助・共助」は、従来から地域福祉の中で行われている民生委員の活動や地区の社会福祉協議会の活動など、住民に身近な圏域での活動と、ボランティアや住民同士の助け合いなどが、公共的なサービス機関と連携し、包括的な体制を組むということを示している。その上の部分は、それぞれのサービス機関や相談を受ける機関を示している。

○佐藤委員

そもそも、生きづらさを抱えているひきこもりやニートの人の中には、相談ができなかったり、相談できることを知らなかったりする人が多いのではないかと。せつかく推進と名の付く資格の人を育てるからには、そういった生きづらさを抱えている人に、相談することができるという情報が届くようなこともしてほしいし、生きづらさを抱えている人を見つけて、手を差し伸べるような方策をしてほしい。

○事務局（子ども・福祉部大橋部長）

その視点は我々も重要だと認識している。窓口を開いて相談に来るのを待つのがこれまでの行政の方法だが、そうではなく、行政の方からも手を差し伸べるアウトリーチをやっていかなければならないとっており、資料 22 ページ④「生きづらさを抱える者への支援」の 2 項目にあるように、アウトリーチ支援員をモデル的に動かしていくことを考えている。具体的にどのように動かしていくかということが、これからの課題だと考えている。

○中瀬古委員

ひきこもりについては、全国で、40 歳から 64 歳までで 61 万人、15 歳から 39 歳までで 54 万人と、110 万人を超え、三重県でも 1 万 5 千人と言われている。

アウトリーチは重要で、ひきこもりだった人に話を聞くと、このままではいけないと感じていたと話す人が多い。ただ、相談するタイミングが難しかったり、どこに繋がればよいのかが分からない人もおり、中には自分でインターネットで検索したり、家族に相談する人もいるが、自室から出られない人は調べるのが難しい。不登校もひきこもりに関わってくるだろうし、ひきこもりの年数が長くなればなるほど支援は難しい。

アウトリーチについては、実は待ったなしの課題だと思っている。アウトリーチの取組についてももう少し詳しく聞かせてほしい。

○事務局（子ども・福祉部大橋部長）

支援員だけがアウトリーチをするわけではなく、支援員は、包括化推進員や各市町に対して、アウトリーチ的アプローチに関する課題などについても普及啓発していくこととなる。県内の 29 市町で同時進行的にこのような動きが起こっていくように働きかけていきたい。

○中瀬古委員

資料 27 ページの図の、ひきこもり地域支援ネットワークの中に、NPOと家族会があるが、NPOがしっかりと活動している先進的な市町や、全国的なネットワークがある家族会もあるので、そういったところと連携してしっかりと進めていただきたいと思います。

○事務局（子ども・福祉部大橋部長）

行政の窓口は相談に来た人の情報しか分からない。なぜ来れなかったのかということなどについて、一番情報を持っているのはNPOや家族会なので、連携は重要だと思う。

○中瀬古委員

自殺対策について、10代の若者の自殺については注視していかなければならない点だと思うが、どう考えているのか。

また、外国人住民への支援等についても詳しく聞かせてほしい。

○事務局（医療保健部加太副部長）

三重県の自殺者数も、速報値で昨年度より減ってきている傾向にある。ただ、若者の自殺者が率としては減っておらず、県としてもそこが重要な課題だと思っている。別冊1-1の71ページ(2)自殺対策の中に、「こころの悩みを抱える人々が適切な相談窓口につながるようインターネットにおける検索連動型広告を活用したこころの健康づくりに取り組みます。」と記述しているが、若者は自殺に関する言葉をインターネットで検索する傾向にあるため、自殺に関連する言葉を検索するとポップアップで相談窓口の紹介が強制的に出てくるようにすることで、悩んでいる人を相談窓口に誘導し自殺を防ぐ取組を、来年度新たに考えている。

○事務局（地域福祉課藤岡課長）

外国人住民への支援については、資料 22 ページ④に記述している。また、計画の中には、別冊1-1の73ページ(7)にあるように、みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)や、多言語ウェブサイトの「MieInfo」で情報提供する取組などを入れてある。

○中瀬古委員

地域とも連携して、しっかりやってほしいと思う。

○乾委員

計画期間後のことについて聞きたい。5年後の2024年にこの計画が終わるが、次の2025年は団塊の世代が後期高齢者になる時期となり、福祉施策について何らかの軌道修正をせざるを得なくなると思う。5年でこの計画が終わってしまうと、この計画に基づいて立てている市町の地域福祉計画が進路を失いかねないので、5年後も計画を継続していくというものにしてほしい。

○事務局（子ども・福祉部大橋部長）

この計画が続いていくということは約束する。国の動きも早いので、5年間そのまましておくのではなく、中間評価等の必要な対応をし、5年後には新しいものを作る予定。

（3）「三重県再犯防止推進計画」について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○中瀬古委員

重点課題にもあるように、就業や住居の確保が非常に大きな課題であり、生きづらさを抱えてしまう要因になる。仕事がないことにより、再犯を重ねてしまうというような話もある。また、住居の確保や、被害者の心情を理解するための取組も大事だが、どのように課題を置き、どのように推進をするのかというところを詳しく聞きたい。

○事務局（地域福祉課藤岡課長）

就労については、国から370か所ほど、罪を犯した人を雇用する事業所として指定されているが、就職に至ったのは20件ほどで、なかなか難しい実態がある。先ほどの地域福祉支援計画の中でも、包括的な支援体制で生きづらさを抱えている人を支えるという部分があるので、支援等について、今以上に連携したい。

また、住居の確保については、更生保護施設に入らない人は地域に出ていくことになるので、福祉の側面から適切に支援できるように連携していきたい。

さらに、犯罪被害者の心情を理解する取組については、間接的にはあるが、矯正施設にいる人に対する犯罪被害者の話などを聞ける研修会などを通じて、再発防止に繋げたい。

○中瀬古委員

再度罪を犯してしまうということは、犯罪被害者も新たに増えてしまうことになる。就労、住居の確保や、被害者の心情理解というところはしっかりと取り組んでほしい。

○事務局（子ども・福祉部大橋部長）

就労支援については、単にハローワークを紹介するというだけではなく、罪を犯した人でも雇用するという協力企業を掘り起こすとともに、協力企業のリストには載っていても実際は雇用されないという実態もあるので、雇用主への普及啓発なども行っていきたい。

○井村委員長

再犯防止のための教育はどのようにされているのか教えてほしい。例えば、コンピュータープログラミングなど、技術を身につけて企業へ送り込むような仕組みや、ボランティアで市民との交流を深めたり、地域を知ることによって再犯防止をする方法はないのか。

○事務局（地域福祉課藤岡課長）

別冊2の36ページに三重刑務所における教育プログラムの例を掲載している。また、37ページに掲載している宮川医療少年院でも、矯正、教育の取組をしているので、このような取組を計画に掲載することで、広く周知されるようにしている。

○岡本委員

資料30ページの目標値に、「令和6年の検挙者中の再犯者を、平成30年比で、20%減」とあるが、算出根拠を教えてほしい。

○事務局（地域福祉課藤岡課長）

平成24年7月に国で決定された「再犯防止に向けた総合対策」において、「刑務所出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上削減する」と掲げられたことに加え、他県や保護観察所等の意見も聞いた上で算出している。資料37ページにあるように、現状として再犯者の数が平成27年から平成30年までの間でほとんど変わっていないので、この目標値はかなり頑張らなければならない数字だと思う。

○乾委員

老人ホームやグループホームで出所者を受け入れた場合に、何らかの加算の制度があると聞いている。犯罪を犯した人を受け入れることによって、施設を維持していこうという社会福祉法人もあるように聞いているが、計画にはその部分の促進について書かれていないのはなぜか。

○事務局（地域福祉課藤岡課長）

別冊2の20ページに、保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組として、地域生活定着支援センターに配置されている相談員による、高齢者や障がいのある刑務所出所者に対しての、コーディネート業務やフォローアップ業務について記載している。

このような人への福祉の側面からの支援等について、サービス事業者を集めた説明会もあるので、今後も地域で福祉支援を行っている人とうまく調整ができるように連携を強めていきたいと考えている。

（4）民生委員・児童委員の一斉改選について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

質疑なし

（5）「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」について

（6）「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○岡本委員

資料49ページ2（3）「外国につながる児童への支援・配慮」について、「当該児童が円滑に教育・保育等を利用することが可能となるよう必要な支援体制を構築する必要があります」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。

○事務局（少子化対策課高濱課長）

別冊4の30ページに、現状と課題、計画期間に関する取組を記載している。基本的に、現在も外国人等の家庭的に配慮が必要な子どもが多いところには、保育士の加配を行っている。また、保育体制強化事業という保育支援者を雇う事業があり、通訳も支援者の対象となったため、通訳の配置についても考えている。そういった事業等を活用しながら、外国につながる児童が教育・保育等を受けられる体制をつくることを考えている。

(7)「子どもを虐待から守る条例」について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

質疑なし

(8)「三重県社会的養育推進計画」について

(9)「第二期三重県子どもの貧困対策計画」について

(10)「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○乾委員

子どもの貧困対策計画の中には、子ども食堂や子どもの学習支援の記述があるが、子どもスマイルプランの中の子どもの貧困対策の項目には、子ども食堂や生活困窮家庭における学習支援についての記述がないことについて聞きたい。子ども食堂は、もともとボランタリーな部分や生活困窮者支援という、子どもに対する施策とは違うところから出てきた制度なので、子どもに対する支援と連携できない部分もあるのだと思うが、子どもの学習支援の取組は、もともと子どもに対する支援としてあった制度だと思うので、スマイルプランにも連携するような記述があればよいと感じる。

また、資料 57 ページの子どもの貧困対策計画のポイント①と③において、「子供」の「供」が漢字になっていることについて、令和元年に国から示された「子供の貧困対策に関する大綱」の表記に合わせているのだと思うが、三重県では「子ども」とひらがなで表記することになっていると思うので、違和感を覚えた。

○事務局（子育て支援課中村課長）

子ども食堂は、貧困家庭の子どもへの支援から始まったところもあれば、地域コミュニティの拡大や世代間の交流など、子どもだけではなく、さまざまな趣旨で活動しているところがある。現在、県で把握している子ども食堂は 40 ヶ所くらいだが、年々増えており、銭湯などいろいろな場所でやっていただいている。県としても、ハンドブックの作成や講座の開催など、子ども食堂の関係者のネットワークと一緒に、開設に向けたサポートをしている。いろいろな趣旨で開設しているところがあるので、連携して取り組んでいきたい。また、今後は食材確保のフードバンクの面についても、取り組んでいけたらと思っている。

「子供」の漢字表記については、仰ることはよく分かるが、固有名詞で国の法律や大綱などで使われているものに合わせることは、ご容赦いただきたい。

○事務局（少子化対策課高濱課長）

スマイルプランでの子ども食堂の記述については、計画そのものという形ではなく、コラム的に紹介している。別冊3の30ページに、「県内に広がるさまざまな『協創』の形」の一つの事例として、子どもの居場所づくりという視点で記載している。

○中瀬古委員

社会的養育推進計画について、この10年間で、18歳以下の人口は減少しているにもかかわらず、要保護児童の数は増加している。国で里親等への委託の推進に向けた取組をしているので、委託数という数字を追いかけていることは分かるが、中身をしっかりとしていかなければならないと思う。

○事務局（子育て支援課中村課長）

里親委託率については検討会でも一番議論になったところで、小さい子については、できることなら7割から8割よりも、さらに高いところを目指していく方がふさわしいということで認識は一致している。

学童期以降の、自我がある程度しっかりして本人の意思が出てきた年齢の子は、里親のところに行くのか施設に行くのかを、子どもの思いをしっかりと聞き取った上で、いろんな選択肢を準備し、選べるような体制をとっていけるように進めている。

権利擁護やアドボケイトも含めて、子どもの思いをしっかりと把握した上で、一番よい方法で進めていきたい。

○中瀬古委員

ただ登録を増やすだけがよいことではないと思う。また、一時保護についても、数が多くなればそれだけの人員も必要なので、その点についてもよりしっかりと取り組む必要があるということが、計画から読み取れることが大事だと思う。

○事務局（子ども・福祉部大橋部長）

子どもの権利を尊重し、子どもが幸せになるためには何をすべきかを、関係者の皆さんと議論してきた。

また、現在は各児童相談所に1名のフォスタリング担当者がおり、里親のリクルートや掘り起こし、子どもとのマッチングを行っているが、現在の体制では委託数を増やすことは困難であると認識している。最終的には、各児童相談所にフォスタリング業務を専門に委託できる機関を設置し、体制を構築した上で、目標達成を目指していきたい。

自然体では目標は達成できないし、数だけを求めてしまうと子どもが不幸になってしまうので、ご指摘いただいたことはきちんと受けとめて対応していく。

○岡本委員

年号の表記について、過去に遡った時に経年認識が容易にできるよう、西暦表記を併記してほしい。

○木下委員

1人ずつ個別の対応をしていくと言っても、綺麗ごとで終わりがねず、実際の現場では大変なことなので、具体的な提示がないと本当にできるのかと疑問に感じる。

また、地域との連携についても行政だけが分かっているだけではなく、例えば資料27ページの図をもっと具体的にしていけるように、今後分科会等での討論を期待している。

○事務局（子ども・福祉部大橋部長）

横の繋がりをイメージ図に書くと、一見よいものができてくるように思うが、実はその前に、1つ1つの要素がきちんとやることをやり、プロ集団であるものが横の繋がりを持ったときに、初めて連携したと言える。それぞれ弱体化して連絡会議をするだけでは、連携できているとは思っていない。個々の質の向上と連携はセットだと思っているので、しっかりとやっていきたい。

<終了>